

品質証明制度実施要領

1 目的

この要領は、新居浜市が発注する建設工事において、工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約約款により受注者がその責任において定めるとされており、契約前に品質を確保できない土木構造物の特殊性を考慮し、受注者の品質確保に係る自己責任の明確化と品質確保に対する取り組みを、より一層促進することを目的とする。

2 対象工事

新居浜市が発注する請負金額4,000万円以上の土木請負工事を対象とする。

ただし、対象額未満の工事であっても自主的に取り組む場合は、この要領に基づくものとする。

3 実施方法

(1) 品質証明（社内検査）の実施

受注者は、工事施工プロセス全体を通じた施工状況、出来形及び品質について、自主的な確認及び社内検査を品質証明員において実施する。

(2) 品質証明員の資格

品質証明員として必要な資格は、当該工事に従事していない者で、10年以上の現場経験又は技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) 品質証明員の業務

品質証明員は、工事施工途中において必要と認められる時期及び検査（完成、既成部分、中間）の前に、契約書及び設計図書に基づき、施工状況、出来形、品質及び写真管理はもとより工事全般にわたり確認及び検査を行い、検査時にその結果を品質証明書（別紙様式）として、提出しなければならない。

(4) 品質証明員の検査立ち会い

品質証明員（複数の場合は代表者）は、検査員から検査時（完成、既成部分、中間）に立ち会いを求められた場合は、立ち会いするものとする。

(5) 品質証明員の明記

品質証明員を定めた場合は、施工計画書の現場組織表に明記（資格証書の写し等添付）しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

(別紙様式)

年 月 日

品 質 証 明 書

工事名： _____

品 質 証 明 記 事				
品質証明事項	実施日	箇 所	品質証明員氏名	記 事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 会社名

代表者